

## ブラック・ヒルズ訴訟物語

### —連邦政府によるアメリカ・インディアンの土地政策警見—

藤田 尚則\*

Key Words : スー・ネーション, ブラック・ヒルズ, 土地回復, フォート・ララミー条約, リトル・ビッグホーンの戦い

壮大な森と動物の群れは、ラコタ (Lakota) にとって何物にも代え難いが、白人は金鉱以外には目もくれなかった。……金儲けという言葉に白人は何と無情になることか。部族は、かけがえないブラック・ヒルズだけは、たとえ他のテリトリーを放棄しても最後まで守るはずであった。だから嘘で固められた条約と謀略によって丘陵が奪われた時、ラコタの人々は立ち直れなかった。 *Luther Standing Bear* (スー・ネーションの指導者)

### 序 章

1960年代初頭に始まる連邦政府の「インディアン自治及び自決」(Self-Determination and Self-Governance) 政策に連関し、1970年代以降、合衆国議会によって数々の「インディアン請求解決法」(Indian Claims Settlement Act)<sup>1)</sup> が制定され、インディアン部族の土地の回復或いは土地紛争の解決が積極的に推し進められていく。しかし、サウス・ダコタ州のスー・ネーション (Sioux Nation) が「母なる大地」(Mother Land) として聖地 (sacred sites) と崇めてきたブラック・ヒルズ (Black Hills) (以下、丘陵ともいう。) は、ネーションの一世紀以上にも亘る——1877年に始まる——返還闘争にも拘らず、いまだ回復されるに至っていない。

先住民族であるアメリカ・インディアン (American Indian, Native American) (以下、インディアンという。) が有史以来所有してきた土地に対する連邦政府による強行的な土地政策の変遷過程及びインディアン史にとって悲劇的な事件の一つに数えられる合衆国によるスー・ネー

---

\* 人間学部

ションからのブラック・ヒルズの土地収用（奪）とその返還闘争の過程を垣間見ることによって、我々が抱く所謂「西部劇」（Western）の世界で描かれるインディアンに対する認識を改める必要がある。

## I. 我々は如何にして合衆国を購入したか

フェリックス・S・コーエン（Felix S. Cohen）執筆の1948年論文『原初的インディアンの権原』の第二章「我々は如何にして合衆国を購入したか」には、以下の記述が見出される。すなわち、アメリカの全男子生徒は、合衆国の土地はイギリス、フランス、メキシコ及びロシアから購入若しくは条約によって取得されたものであって、かかる方法で購入された全ての〔北アメリカ〕大陸の土地のために財務省から50,000,000ドルが国庫支出されたと信ずるよう教えこまれている。我々の大多数は、この物語を電気や自治体に信用を置くように疑いのないものと信じこんでいる。我々は、歴史教科書の中の合衆国の小さな地図と、ナポレオンが1803年〔4月30日〕に15,000,000ドルで我々に売却した〔ルイジアナの〕広大な地域や我々の国家拡張の物語をつくり上げるさまざまなその他の割譲を表示した地理学の教科書の中の大きな地図を見て来た。大陸のもともとのインディアン所有者についてはどうかといえば、共通のぼんやりした発想では、我々が彼らから土地を力でもって取得し、「保留地」（reservation）と呼ばれる強制収容所に彼らを取容する手続を採ったというものである。かかる支配的な神話にも拘わらず、歴史的事実は、特に1776年以降合衆国によって取得された不動産はナポレオン又はその他の皇帝若しくは専制君主から購入されたものではなく、その土地のもともとの所有者であるインディアンから取得されたものであるということである。ルイジアナの購入（Louisiana Purchase）でナポレオンから取得したところのものは、不動産ではなかった。蓋し、特にスペインやフランスの入植者によって私的に所有されていなかった譲渡されたテリトリーの全ては、今だインディアン達によって所有されていたのであって、先住民の財産権は譲渡に関する条約の文言によって保護されていたからである〔1803年4月30日条約第3条、第6条の規定を見る限り、まさに論者の主張するところである〕。我々がナポレオンから取得したものは、売却するために彼のものとはならなかった土地ではなく、それは、統治し且つ課税する権限であって、我々が一世紀後にプエルトリコ若しくはバージン諸島の獲得と共に取得した権限と同一のものである（Cohen, 1948）。

ウォーレン・コート（Warren Court）は、1955年のTee-Hit-Ton Indians v. United Statesで、合衆国は究極的には正当な補償の要求を含む憲法の重要性に関係なくインディアン達が太古から所有してきた土地を取用し得るとしたが、法廷意見を執筆したリード判事（Reed, J.）は、「全ての男子生徒は、この大陸の未開の部族は自らの先祖伝来の放牧地を實力によって剥奪されたこと、そしてインディアン達が毛布、食糧及び装身具の見返りに条約に基づき数百万エーカーの土地を譲渡した時、それは売買ではなくインディアンから彼らの土地を奪った征服者の意思

であったことを知っている。」と述べている<sup>2)</sup>。

合衆国国民が彼らの国家とその憲法について「誇りあるアメリカ」として創り上げてきた仮説は、彼らの描くビジョンが収奪による植民地化に始まるアメリカという国家の歴史的事実を含むまでに拡大されて描かれた場合、二者択一的現実に取り込まれていく。先住民の意思に反する強制移住 (removal) と自ら宣言した優越的主権 (overriding sovereignty) によるところの政治的征服は、植民地からの独立を宣言し、すばやく政治権力の濫用を抑制する文書としてその後の世界史において一つのモデルとなった憲法典を採択した国にとって、まさにアイロニーであったと言えよう。しかし、合衆国とインディアンとの関係は、当初から複雑そのものであって、既に一世紀以上前の 1886 年に刑事管轄権をめぐる争われた *United States v. Kagama* で、ミラ判事 (Miller, J.) が判示しているように、「革命前も革命後も、合衆国の境界内に居住するインディアン部族と合衆国国民との関係は、常に変則的なそれであって、複雑な特色を帯びていた」<sup>3)</sup> のである。

## II. 合衆国政府の土地政策概観

1607 年から「ドーズ一般土地割当法」(Dawes General Allotment Act)<sup>4)</sup> が制定された 1887 年の間にインディアンの土地保有は、合衆国全土に亘るインディアン自身の所有から、おおよそ 138,000,000 エーカーに減少し、1933 年までにはトータルでわずか 48,000,000 エーカーにまで減少している。そのうち、およそ 20,000,000 エーカーは不毛の地又は準不毛地帯であったとされる。1933 年から 1949 年の間には、インディアンの土地保有は、ほぼ 4,000,000 エーカー増大している。そして、内務省インディアン問題局 (Bureau of Indian Affairs, BIA) の報告書によれば、1949 年以降、再び減少し始めていったのである。1958 年の上院内閣・島嶼問題委員会 (Senate Commission on Interior and Insular Affairs) の調査結果は、管理終結政策に基づく土地政策から生じた甚大な潜在的影響を明らかにするものであった。それによれば、1948 年から 1950 年の 3 年間に約 2,600,000 エーカーのインディアンの土地が失われ、1953 年から 1957 年の 4 年間に 1,800,000 エーカーのインディアンの土地がインディアンの所有から離れたとされる。しかしながら、インディアン達にとって、彼らが必要としない又は使用すべきではない土地というものは、彼の家族若しくは共同体の他の仲間と分かち合うものであると考えられていた。このインディアンの土地の賃貸又は売却についての彼らの優先的思想原理は、BIA によって承認された数多くの部族憲法 (tribal constitution)、条例 (ordinance) 及び合意 (agreement) にそれぞれ規定されていた。

合衆国政府の対インディアン政策は、1870 年代に始まる「土地割当と同化」(Allotment and Assimilation) (1871 年～1928 年)、1930 年代から始まるインディアンの自治の促進を図った「インディアン再組織」(Indian Reorganization) (1928 年～1942 年)、1950 年代からの「管理終結」(Termination) 政策 (1943 年～1961 年) による同化へと絶えず変遷してきたが、1960 年代に

入ると、1950年代後半に始まる市民的権利（civil rights）に対する関心の高まりと1960年代におけるその加速化、更にはそれに伴うところの民族的少数派の追いやられている窮状への国民的レベルでの認識とその原因の改善へ向けての相当数ののぼる大衆の支持とが相俟って、今再び大きく政策転換が図られることになる（インディアン自決及び自治政策（1961年～現在））。

かかる連邦政府による政策の変更に伴って、当然のことながら、その土地政策もその都度変更を余儀なくされているが、第二次世界大戦終結前から1950年代後半にかけて連邦政府が採ったインディアン政策は、1934年「インディアン再組織法」（Indian Reorganization Act, IRA）<sup>5)</sup>で表明された政策とはまったく正反対の方向性を示し、1920年代以前の同化主義の方向へと大きく旋回・回帰していくことになる。連邦管理終結の内容は、多岐に亘るが、その内容の柱となった政策は、第一に、それまでインディアン業務を一手に担当してきたBIAの業務の一部を連邦政府の他部局や州政府、或いは民間組織に移管することにあった。第二に、インディアン保留地に連邦乃至州の刑法並びに民法を拡大適用し、部族政府から自治の実質的権限を剥奪し、部族政府を廃止して連邦及び州の立法権に部族を服せしめることにあった。第三に、多くの教育上の責任を部族及び合衆国政府から州に移行し、同化を推し進めるにあった。第四に、制限されたインディアンの土地の非インディアンへの売却並びに賃貸を認めることにあった。そして、第五に、その結果として、部族の手から土地及び各種資源を奪うことにあったのであり、インディアン部族の経済発展は無視され、インディアンは、保留地の外に仕事を求めざるを得なくなっていく。歴史学者であるK・フィリップ（K. Philp）は、連邦の管理終結政策を評して、1830年5月制定の「インディアン強制移住法」（Indian Removal Act, IRA）<sup>6)</sup>による強制移住及び1887年2月制定の「ドーズ一般土地割当法」による部族並びに保留地の整理以来のインディアンの財産に対する最も猛烈なる攻撃であると述べている（Philp, 1977）。

管理政策終結時代、連邦が上記第四、第五のインディアンの土地とその資源に関して採った態度は、①合衆国とインディアン部族の間の信託関係（trust relationship）を終了させようとの意図と、②インディアンを他の合衆国市民と同じ条件の下に州法並びに連邦法に服せしめようとの意図を強く反映している。第二次世界大戦下にあつては、個人としてのインディアンにとっては比較的順調であったともいえるが、戦争の用に供するため部族所有の150,000エーカーの土地が連邦政府によって収用されている。戦時及び戦後を通してインディアンの土地は、その価値を増し、BIAは、インディアンへの土地の保留が、増加の一途を辿るインディアン人口に対応するのに不十分であることが判明してからは、信託土地の売却と譲渡証書（patent）の発出の要求に反対したのである。局長ブローフィー（W. Brophy）と局長臨時代理チンマーマン（W. Zimmerman, Jr.）は、インディアンは彼らの有効資源の最大限の開発を通して経済的、政治的立場の強化を図れば、アメリカ社会に自らの地歩を築き得るという信念を抱いていたが、インディアンの土地に課された制約を取り除くことが必要であるとの各方面からの要請が強くなるに従って、BIAのインディアンの土地問題の解決に向けての努力は削がれていくのである。インディアンは、1934年に至るまでは細々ではあるが、自分達の土地から収益を得ていたが、

非インディアン達がインディアンの土地開発から大きな利益を得ていた事実に目を覆うことはできない。合衆国議会は、一時的には土地の整理統合と取得並びに保留地開発のための BIA の計画に協力し、1946 年には、1942 年以来始めて連邦基金が土地取得のために充当されたが、BIA は、細分化された相続利益と保留地の外に居住する個人によって所有されている信託土地の購入を再開することになり、灌漑計画や土壌保全計画もその結果増加していく。

第二次世界大戦終了とともに、インディアンの復員軍人及び防衛業務に携わった労働者がインディアンの土地に帰還して来た際、BIA は容易ならぬ問題に直面させられることになる。多くのインディアン保留地において、土地資源は、現在の全住民を支援するには質と量のいずれかにおいて不十分であった。人口数は、国家レベルよりもずっと早い速度で増加の一途を辿り、産業の発展は捗らず、住人の大部分は、全体として取り残されるか、一部失業するか、或いはまた仕事を求めて故郷を出るかの選択を迫られたのである。BIA によって提供された解決策は、「志願者再配置計画」(Voluntary Relocation Program) である。計画は、当初、1931 年に立ち上げられていたが、1930 年代から 1940 年代にかけての土地取得と整理統合計画の放棄並びに合衆国政府が主要な復興計画を推し進めるために財政支出をすることに前向きではなかったことが、再配置に新たな重みが置かれることになる。

この計画は、当初から軍隊にあった兵役年齢のインディアンの男女の 40 パーセントから 50 パーセントの帰還者及び防衛業務に携わってきた多くの保留地のインディアンの 20 パーセントから 30 パーセントのインディアンを支援するために、十分な保留地資源が不足するという仮定を前提とするものであった。1950 年の初期までには、再配置が BIA の最優先課題となっていた。インディアンを都市のアメリカ社会に同化させるために永続的な保留地の外の仕事に就かせることによって、再配置は急速な同化を推し進めるために計画された他の管理終結計画の補完の役割を演じた。一度、再配置させられると、インディアンは、保留地内にとどまった場合に受けることのできる連邦のサービスを打ち切られた。インディアンは、計画に参加した場合、限定された援助しか受けられず、当初、最初の支払い小切手の支給までは都市への片道切符と特別手当を受け取ったのみである。再配置及び職業訓練のための授業料に含まれる財政援助は、徐々に増加していくが、保留地で生活してきたインディアンを都市環境に適応させるための他の役務が提供されなかったがために、この計画は批判に晒されることになる。結果は、本来、政府が目論んでいた再配置の目的の達成を困難ならしめていくのである。1950 年代中葉の BIA の調査に依れば、計画に参加した者の 3 分の 1 が、保留地に帰ったとされる。かたや、都市部に残留したインディアンは、文化的孤立と貧困に苛まれたのであった。

インディアン再組織時代はその根源をもつ基本的哲学と多くの合衆国の政策目的が、今再び 1950 年代後半から始動するが、合衆国議会の議員が管理終結政策に異を唱え、これまでの管理終結主義者の活動の忠実な支持者までもが徐々に個々の管理終結政策の不適切性が明らかとなったとして翻意していくようになる。1957 年、大統領トルーマン (Harry S. Truman, 1945-1953) が 1949 年の議会での就任演説で発表した発展途上国援助計画である「政策の第

四項目」(the Point Four Program)を模倣した技術指導と経済援助を規定するインディアン立法法案が提出されるに至る。国民の不満と議会の支持を背景に、アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower, 1953-1961) 政権は、1950年代初頭の政策が目指した目標からの後退を開始する。1958年9月18日の内務長官フレッド・A・シートン (Fred A. Seaton) は、コロラド高原とグラランド・キャニオンを背後に控えるルイジアナ州フラッグスタッフ (Flagstaff) におけるラジオ放送局 KCLS を通じての放送演説で、公的に強制的管理終結の終焉を表明している。すなわち、シートンは、「所謂管理終結政策をインディアン部族に対して執行することが、影響を被る彼ら部族の成員の大多数に受け容れられてしかるべきであると主張されておりますが、かかる主張は、私にとって絶対に考えられないところであります。」と述べ、いかなるインディアン部族若しくはグループも、当該部族若しくはグループが、第一に政策の行き着く先を理解していること、第二に影響を受ける当該部族若しくはグループが提案される政策に同意し且つ支持していることを明白に立証してこなかった限り、合衆国政府との関係を終結すべきではない。全てのインディアン部族は、部族の教育レベルが部族が引き受けてきた責任に匹敵するそれに達しない限り、アメリカン・ライフの流れの外に追いやられるべきではないと主張している (Newton (et. al. Eds.), 2005)。

1960年の大統領選挙戦において、ケネディー (John F. Kennedy, 1961-1963) は、大統領に就任したならば「部族の同意がなければ、条約上の若しくは契約上の相互関係に変更を加えず、インディアンの土地基盤の保護、貸金援助並びに経済発展のための部族計画の奨励を実施するであろう。」と述べているが、彼はスチュワート・L・ユードル (Steward L. Udall) を内務長官に任命し、新長官はインディアン問題に関する特別対策委員会を立ち上げ、5ヶ月の研究の後の1961年7月10日、連邦の信託関係の管理終結からインディアン保留地の人民と自然資源の発展の政策への転換を推奨する報告書を公にしている。

ダニエル・H・イスラエル (Daniel H. Israel) は、1960年代の市民権運動が引金となって同時並行的にアメリカの少数者団体への特別の配慮への大衆の意識の増大と共に生じた「管理終結政策の悲劇」が、インディアンのコミュニティそれ自体と同様、合衆国議会、行政府及び合衆国最高裁判所を敏感にならしめたとし、1960年代に生じたインディアン部族にとって極めて重要な三つの事象を挙げている。すなわち、①インディアンの権利保護へ向けての合衆国議会、行政府及び合衆国最高裁判所の重要な動き、②合衆国への歴史的依存から離れて部族の自由に任された部族への直接的な連邦の予算総額の増大、そして③しばしば圧倒的な非インディアンによる反発を招いたが、他の部族が直接的保護活動に出る刺激となった部族自身の発案に基づく部族によって企てられた数々の勇敢で且つ成功裡に終わった行動、がそれである (Israel, 1976)。

いみじくも、権原 (title) が合衆国に帰属する保留地の土地とは対照的にインディアン部族によって無条件相続地として保有されている保留地の土地は、「連邦動方法」(Federal Power Act) に基づき一般的な土地収用 (eminent domain) に服すと判示した1960年の Federal Power

Commission v. Tuscarora Indian Nations で、反対意見を書いたブラック判事 (Black, J.) が次のように述べている点に、筆者は強く惹かれるところである。すなわち、「われわれにとって、何故これら部族が彼らの土地と伝統的な部族の生活様式に痛く執着するのは、理解し難いところである。訴訟記録からは、彼らの保留地の土地が最も肥沃で、景観が最も美しく若しくは彼らの家屋が建築物の中で最も心血を注いだ見本であるという印象を拭い去れない。しかし、これは、彼らの家屋——彼らの先祖伝来の家屋——である。そこで、彼ら、彼らの子ども、そして彼らの先祖が生まれたのである。彼らは、また、自分たちの記憶と愛をそこに抱いている。或る物は、〔インディアン達にとって〕金銭や新しい事業の費用よりも価値あるそれである。合衆国議会が、インディアンとの約束を破ってきた場合もあり得るところである。尤も、そのような行動の諸事例は、われわれに指し示されてはいないが、しかしながら、合衆国議会が以前そうしてきたのか、現在そうなのかどうか、わたしは、議会がここでそのようにしてきたという確信は持てない〔1784年9月22日に締結された合衆国とタスカロー部族 (Tuscarora Tribe) を含む6つのネーションとの間の条約(7 Stat. 15)第2条を破ったことを指す〕。わたしは、当裁判所がこの従属的人民 (dependent people) との約束を破る〔合衆国〕政府の機関であることを遺憾とするものである。偉大なる国家は、偉大な人と同様に、自らの一つの言葉を守らねばならない (*Great Nations, like great men, should keep their word.*)」<sup>7)</sup>。

1970年代以降、合衆国議会は、保留地発展の政策に復帰し、多くのインディアン部族、ネーションがその請求に基づいて自らの土地の回復を果たしている。中でも、象徴的な請求の確定が、1970年12月15日、ニクソン大統領 (Richard M. Nixon, 1969-74) が、下院第471号法案として提出されたニュー・メキシコのタオス・インディアン部落 (Pueblo de Taos Indian) のためにカーソン国有林 (Carson National Forest) 内の分水界の保護を規定した「1933年5月3日法 (48 Stat. 108) 第4条を改正する為の法律」<sup>8)</sup> に署名したことである。同法の制定によって、タオス・インディアンに対する彼らの聖地であるブルー・レイク (Blue Lake) 及び周辺の高山並びにニュー・メキシコの48,000エーカーの土地が返還され、64年間に亘って争われてきた聖地回復運動をめぐってのタオスの人々の闘争に終止符が打たれた。タオスは、彼らの損失に対する補償〔賠償〕金よりも、土地の返還の先例を作ることを強く望んだと言われる。

この請求の解決は、合衆国とインディアンとの関係史において、先住民の宗教活動に基づく土地返還請求についての初めての出来事であり、合衆国全土のインディアンが注意深く見守り、多くの場合、積極的にタオスの連邦政府の諸機関との闘争を支援したのであった。特に、南西部のニュー・メキシコ、アリゾナ、サウス・カルフォルニアのインディアンは、収奪されてきた土地を奪還するための独自の運動を展開することによって土地回復の闘争を開始したのである。タオスの土地回復は、全てのアメリカ・インディアンにとっては、「正義の証明」として映ったであろうことは容易に想像し得るところである。

また、最も大規模且つ重要な土地請求の解決が、合衆国議会第92議会で制定された1971年12月18日の「アラスカ先住民請求解決法」(Alaska Native Claims Settlement Act, ANCSA)<sup>9)</sup> に

基づいて、アラスカ先住民に対するアラスカにおける土地又は水域の先住民の権利、権原、使用若しくは占有に基づく全ての請求を失効させ、見返りに、合衆国が、11年の期間を超えて独立のアラスカ先住民基金に一般財政から462,500,000ドルを歳出することに同意したことがある。

### Ⅲ. ブラック・ヒルズ訴訟 —— United States v. Sioux Nation of Indians<sup>10)</sup> ——

悲劇の始まりは、合衆国が1868年の「スー及びアパラホとの条約」(Treaty with the Sioux — Brule, Oglala, Miniconjou, Yanktonai, Hunkpapa, Blackfeet, Cuthead, Two Kettle, Sans Arcs, and Santee — and Arapaho, 1868) (以下、1868年条約とも第二次フォート・ララミー条約ともいう。)<sup>11)</sup>を廃棄したことに遡る。

もともとスー・ネーションのテリトリー(Territory)は、1851年9月17日の8ヶ条から成る「スー等とのフォート・ララミー条約」(Treaty of Fort Laramie with Sioux, etc.) (第一次フォート・ララミー条約)<sup>12)</sup>によって、現在のサウス・ダコタ州とネブラスカ、ワイオミング、ノース・ダコタ及びモンタナの一部を含むものとして承認されていた。1866年から1867年に至るパウダー川戦争(Powder River War)は、偉大なる酋長・赤き雲(Red Cloud)に率いられたスー部族が初期の条約で認められていた自分たちの土地を白人の侵入から保全するために止む無くとした軍事的非常行動であったのである。

夏時間の1868年4月29日、戦争が最高潮に達した時点で、フォート・ララミーで締結された1868年条約は、まずその第1条で合衆国政府は平和を望み、合衆国の名誉にかけて平和を守ることを誓約し、合衆国の権限に服する白人又はその他の人々の中の無法者がインディアンの人々若しくは財産に不法を働いた場合、合衆国は直ちに連邦法律に従って犯罪者を逮捕し、刑罰を科す旨を宣言している。続く第2条は、グレート・スー保留地(Great Sioux Reservation)を設立し、その土地の領域を東はミズーリ川、南はネブラスカ州の北部境界線、北は北緯47度線、西は西経104度線によって画すものとし、加えて既にミズーリの東に存在する保留地を加えると規定している。また第2条は、合衆国は政府によって認められる正当な権限なくしてインディアン保留地に立ち入り、通過し若しくは居住することを何人に対しても禁止することを厳粛に同意すると規定している。第3条以下では、合衆国がスー部族の構成員で家族の長たる者に保留地内で農耕目的で320エーカー以内の土地を選択することを認め、政府がスーが文明化した農民になることを援助するために、学校の建設、子女の教育のための教師の提供、農場で使用される種及び農業用具の当初の4年間の支給、保留地の労働の手助けとし鍛冶屋、大工、製粉業者及び技師の提供、保留地に居住する各々のインディアンへの30年間の衣服の提供、狩猟に従事するスー・ネーションの構成員1人当たり年10ドルの給付金の支給、農業に従事するため保留地に居住するスー・ネーションの構成員への20ドルの支給、4年間に亘る肉と穀粉の生活の糧(1日当たり1ポンド)の支給を行うことを規定して

いる。第11条は、条約に基づいて提供される諸利益と合衆国によって示された友好の誓約に応じて本協定の当事者たる諸部族は、保留地外のテリトリーを永久に占有する全ての権利を放棄する。但し、狩猟を正当化する頭数のバッファローが棲息する間ノース・プラッテ (North Platte) の北の全ての土地及びスモーキー・ヒル川 (Smoky Hill River) のリパブリカン・フォーク (Republican Fork) での狩猟権は保留する旨を規定し、更に同条は、本法にいう全てのインディアンは以下の項目について明確に同意すると定めている。すなわち、①平原に敷設の鉄道建設へのあらゆる反対を撤回すること、②保留地の上を通過しない鉄道の平穏な建設を認めること、③合衆国国民である者であって、家屋に居住し又は旅行中の者を攻撃しないこと及び大車馬隊、駅伝乗合馬車、小型牽引車、牧畜を妨害し若しくは迷惑を及ぼさないこと、④入植地から白人女性又は子どもを捕え又は連れ去らないこと、⑤白人を殺害若しくは頭皮を剥がないこと及び白人に危害を加えないこと、⑥現在、プラッテ川沿いと太平洋の西方地域に展開されている鉄道の敷設に対するあらゆる反対の要求を撤回すること、⑦ノース・プラッテ川の南に設置されている又は建設されるであろう軍事郵便局又は軍事道路に対するあらゆる反対を撤回すること。続く第12条は、共有で保有され得る本条約に規定された保留地のあらゆる地域又は一部の譲渡を定める条約は、保留地を占有し又は保留地に利害関係を有する成人男性インディアンの少なくとも4分の3によって作成され且つ署名されない限り、本条約に規定されたインディアンに対して無効若しくは強制されず、部族によるいかなる譲渡も、部族の個々の構成員の同意無くして、彼によって選択された土地に対する権利を剥奪するものと理解され若しくは解釈されてはならない旨を定めている。

しかし、条約締結によってダコタの人々にもたらされた数年間の平穏な日々も束の間、グレート・スー保留地内のブラック・ヒルズに膨大な金鉱と銀鉱が存在するとの新たな思惑によって奇しくも破壊の一途を辿ることになる。もともとの丘陵は、ラコタ・スーの神話では母なる大地、部族発祥の土地であるとされ、1万年前に祖先プテ (Pte) がそこにある洞窟で生まれたとされている土地であった。また、丘陵の北西部に位置するベア・ビュート (Bear Butte) は、彼ら部族が何世代にも亘って啓示を得るために宗教儀式を執り行ってきた霊山だったのである。1874年、合衆国陸軍は、1868年条約に定められた条件を受容れて来なかったスーを統制する前哨地点を設ける目的と「夢物語が語られてきたカントリー」(既に1830年代に金鉱が発見されていたと言われる)を調査する目的をもって丘陵への調査隊を派遣した。中佐ジョージ・A・カスター (George Armstrong Custer) は、1,000名に近い兵士と連畜御者の遠征隊を率いて、1874年7月2日、ミズーリ川のフォート・アブラハム・リンカン (Fort Abraham Lincoln) を出発し、同年7月末には丘陵に到達、8月中旬には金鉱の存在を確認している。金鉱発見のニュースは全国にわたって新聞で広く喧伝され、ブラック・ヒルズの鉱物資源と木材資源についてカスターが華やかに報告したこと、土地が放牧と農耕に適していることが広く流布された結果、丘陵を入植のために解放せよとの強烈な世論を喚起した。ここに唯一の障害として立ちはだかったのが、1868年条約である。

1868年条約の約定を果たすべく合衆国陸軍は、インディアンに保留された土地への採鉱者や開拓移民の侵入を防ぐため武力で脅し、時にはそれを行行使した。1874年9月、軍司令官フィリップ・H・シェリダン（Philip Henry Sheridan）は、セント・ポールに在ったダコタ軍管区司令官である准将アルフレッド・H・テリー（Alfred H. Terry）に、スー保留地への採鉱者仲間の侵入を防止するため武力行使止むなしの指令を送っているが、同時にシェリダンは、ブラック・ヒルズの入植地に支援を与えるべく、合衆国議会はインディアンの条約で規定された権利を無効にすることによって入植地としてカントリーを開放する決議をすべきであると主張し、この訓令は地方紙に報じられることとなったのである。当時のワイオミングの新聞は、「ローマの没落を命ぜられたその同じ深遠なる審判が、アメリカの赤人に対して絶滅を宣告するよう下された。涙もろい感傷主義によってかかる結末を遅延させる試みは、この時代に適合したものではない。」とまで伝えている。

ついに連邦政府の執行部は、スーのテリトリーの無欠の状態（integrity）を保持する条約上の義務を放棄する決断を下し、シェリダンは、1875年11月9日付け准将宛ての書簡の中で、自らが大統領グラント（Ulysses S. Grant, 1869-1877）、内務長官及び陸軍大臣に面会した旨、そして大統領が陸軍は鉱夫たちによるブラック・ヒルズの占有にもはや敵対すべきではないことを決断している旨を伝えている。1868年条約の実行者としての役割を陸軍が放棄したことによって、丘陵への開拓移民の流れが増大し、連邦政府は合衆国市民に対して丘陵での金の採鉱を認めることが最善の策であると決定し、その目的に向けて内務長官は、1875年春にはウィリアム・B・アリソン（William B. Allison）を長とする委員会をスーとの交渉のために任命している。しかし、スーの族長たちは、ブラック・ヒルズの鉱物の価値を知悉しており、70,000,000ドル以下では土地を売却しないとの立場を採り、委員会が年間の賃料400,000ドルの支払い若しくは丘陵の放棄に6,000,000ドルの支払いを提示したが、話し合いは物別れに終わったのであった。

ところで、スーは、連邦政府の保留地のインディアン保護事務所管理官の汚職や職務怠慢により、1875年には深刻な飢餓状態に陥っていた。スーの人々の多くは、1875年から1876年の冬の時期、1868年条約で保留されたノース・プラット川の北の合衆国に譲渡されていないテリトリーでバッファロー狩りを行っていたところ、原因は今となっては定かではないが、1875年12月、インディアン問題局長（Commissioner of Indian Affairs）は、保留地の保護事務所管理官に対して狩猟者に1876年1月31日までに保留地の管轄地域に戻らない場合、「敵対を抱く者」（hostiles）と看做す旨の通告を行うよう訓令したのである。厳冬下にあって、訓令の実行は不可能であったことは言うまでもない。それにも拘らず、2月1日、内務長官は、自らの条約で保障された狩猟権を行使する含むすべての敵意を抱くインディアンの管轄権を陸軍省に移管したのである。6月25日、現在のモンタナ州南東部を流れるリトル・ビッグホーン川（Little Bighorn River）付近で、シッティング・ブル（Sitting Bull）、クレージー・ホース（Crazy Horse）が率いるスー、シャイアン（Cheyenne）連合軍とカスター中佐率いる第七騎兵隊（12

個中隊)の5個中隊との戦いの火ぶたが切つて落とされた(リトル・ビッグホーンの戦い)、少佐リーノ(Marcus Reno)指揮下の3個中隊がインディアン野営地の南端を攻撃、大尉ベンティーン(Frederick Benteen)指揮下の3個中隊がリーノ軍の左翼を固め、カスター中佐指揮下の5個中隊が野営地を上方から攻撃する作戦計画を立てていた。ところが、リーノ軍が退却を開始、連合軍はカスター軍5個中隊に集中攻撃を開始し、カスター軍は孤立無援のうちに殲滅されたのであった。しかし、連合軍の勝利も東の間、合衆国陸軍に降伏したインディアンたちは、翌春までには保留地に帰り、武器と馬を取り上げられ、連邦政府によって支給される食糧で飢えを凌いだのである(シッティング・ブルは、カナダに潜行してしまった)。

この間、フォート・ララミー条約が調印されてから約8年が経過していたが、条約締結時よりも自給状態は悪化し、連邦政府の支援はおよそ13,000,000ドルに達しており、合衆国議会内に不満がつづっていた。条約に基づく食糧支援は、1872年に終了していたが、その後の2年間にそれぞれ1,000,000ドルが食糧供給のために充当されていた。1876年8月15日、合衆国議会は、「1877年6月30日を以て終了するインディアン局の経常費並びに臨時費及び種々のインディアン部族との条約の条項を履行する為の歳出及びその他の目的の為の法律」<sup>13)</sup>を制定し、オレゴンの4部族、ワシントン・テリトリーの5部族、ネヴァダの3部族、カルフォルニアの2部族、アイダホの3部族、モンタナの4部族、ダコタの11部族、ワイオミングの1部族等々へのインディアン役務の歳出を規定しているが、同法は「ネブラスカ州のサンティー・スー(Santee Sioux)を含む種々の諸部族のスー」に関して、「1968年条約〔15 Stat. 638.〕第10条の規定に従って14歳以上の男性の衣類、12歳以上の女性のフランネル、長靴下、キャラコ、綿布そして少年・少女のスーツ作製に必要なフランネルと綿製品の購入に13回賦払金の7回目として159,400ドル、1868年条約〔15 Stat. 638.〕第8条の規定に従って鉄、鋼鉄、その他の資材加工のための第二の鍛冶屋の支払いに2,000ドル、1868年条約〔15 Stat. 640〕第13条の規定に従って医者、5人の教師、1人の大工、1人の粉屋、1人の技師、1人の鍛冶屋への支払いに1,400ドル、繁殖用の牝馬の支払いに800ドル、浮浪インディアン、農業に従事するインディアンのために内務長官が適当と思料する物品の13回賦払金の7回目として200,000ドル、ヤンクトン・スー(Yankton Sioux)とポンカス(Poncas)を含めて、生活の糧の為と文明化の目的に総額1,000,000ドル」の歳出を規定している。

重要なのは、この規定の但書である。すなわち、上記文言に続けて「但し、上記スー・インディアンに歳出される上記総額のいずれたりとも、上記バンドが白人に戦争行為を働く間は歳出されず、及び以後、上記インディアンが1868年条約によって上記インディアンのために設定された境界線外の全てのカントリーに対する全ての権利と請求を放棄することに同意しない限り、上記インディアンに対する生活の為に歳出されず……」と規定している。

これによって、スーは、保留地の外での狩猟とブラック・ヒルズの譲渡を強要されていく過程を辿るのである。上記連邦法の目的に向けて、合衆国議会は、大統領にブラック・ヒルズの譲渡交渉のために新たな委員会の任命を要求し、ジョージ・マニペニー(George Manypenny)

を委員長とする委員会が、早くも同年9月初めにはスー・カントリーに到着し、種々の部族の長たちと会合をもっている。同委員会の委員たちは、合衆国はもはや生活の糧を提供する義務はないことをインディアンに認識させ、持参した条約のテキストを提示した。そこには、スーはブラック・ヒルズ及び西経103度の西のその他の土地に対する権利並びに北部の非譲渡テリトリーでの狩猟権を、スーが自らの生き残りを保障するに必要とする生活の糧と引換えに放棄する旨の規定が置かれていた。この条約への部族の合意を得るため、同委員会は上で見てきたグレート・スー保留地内の土地譲渡には成人男性の署名が必要であると規定している1868年条約第12条を完全に無視した。条約は、スーの族長たちと指導者たちに提示されただけであって、スーの全住民のなかの成人男性のたかだか10パーセントが署名したに過ぎなかった。

合衆国議会は、合衆国にとっての難局を1877年2月28日に、「インディアンのスー・ネーションの一定の諸バンド及びまたノーザン・アラパホ（Northern Arapaho）並びにチェイニー・インディアン（Cheyenne Indianz）との協定を承認する為の法律」（以下、1877年法という。）<sup>14)</sup>を制定することによって乗り越えている。同法は、1868年条約を破棄する規定とマニペニー委員会のスーの指導者たちとの協定を履行する規定を置いている。第1条は、グレート・スー保留地の境界線を北部に約900,000エーカーの土地を加える一方で、優に7,000,000エーカーを超える地域であるブラック・ヒルズを含む西経103度と西経104度の間の保留地の土地全部を事実上切り取ることによって変更し、1868年条約によって承認されてきた非譲渡地域での狩猟権を放棄させている。また、第2条は、スー・インディアンは、保留地を通過する3路線を超えない荷馬車道路及びその他の道路建設に同意、承諾する旨を規定している。1877年法が通過することによって、入植者の丘陵への侵入は正当化されたが、年月が経つに従ってスーの人々の目には、当該法律はインディアンによる占有の永続性を保障した合衆国の公式の義務の侵害以外の何物でもないと映るようになっていったのである。

ところで、合衆国議会は、1946年の「インディアン請求委員会法」（Indian Claims Commission Act）<sup>15)</sup>の制定以前においては、インディアン部族が合衆国を相手に条約上の請求を法廷で争う途について何ら定めてはいなかった。1855年、合衆国政府は、合衆国に対するインディアンの請求を裁判するための請求裁判所（Court of Claims）を設置していたが、この請求裁判所は、1863年3月3日制定の連邦法<sup>16)</sup>によって外国若しくはインディアンとの間に締結された条約又はそれに依拠して生ずるいかなる請求も審理することはできないとされた。その結果、インディアン部族は合衆国議会に赴き、合衆国を相手に訴訟を提起することができるための特別管轄法の制定を獲得していくことになったのである。スーは、何年もの間の陳情運動を通して、遂に合衆国議会による1920年6月3日の「インディアンのスー部族に請求裁判所に請求を提起することを認める為の法律」（以下、1920年法という。）<sup>17)</sup>の制定に漕ぎつけるのである。同法第1条は、インディアンのスー部族がこれまで請求裁判所によって裁決されてこなかった合衆国に対して持ち得る全ての請求は、合衆国最高裁判所への上訴の権利をもって、請求裁判所に条約、協定又は合衆国議会の制定法の下で合衆国によって当然スー部族に支

払われるべき総額の決定、スー部族又はバンド若しくは諸バンドの基金又は土地の不正目的利用又はスー部族に合衆国が当然支払うべき金銭若しくは引き渡すべき財産の不履行を提起できる旨を規定している。1923年、スーは、この法律に基づいて連邦政府は合衆国憲法修正第5条に違反して正当な補償なくしてブラック・ヒルズを収用して来たと主張し、請求裁判所に請願を提起した。およそ20年が経過した1942年、請求裁判所は、自らは1877年法によって合衆国議会によってスーに与えられた補償がブラック・ヒルズの適切価格か否かを問題にする権限を1920年法によって付与されてはならず、そして本件スーの請求は正当な補償条項によって保護されない「道徳上の請求」(moral claim)にすぎないとして訴えを却下した。翌1943年、合衆国最高裁判所は、サーシオレイライを否定した(Sioux Tribe v. United States, 97 Ct. Cl. 613 (1942), cert. denied, 318 U.S. 789 (1943).)。

1946年8月13日、合衆国議会によって「インディアン請求委員会を創設し、その権限、義務並びに権能を規定し、及び他の諸目的を規定するための法律」(略称名、「インディアン請求委員会法」)が制定され、「インディアン請求委員会」(Indian Claims Commission)が創設された。インディアン請求委員会(以下、委員会という。)は、合衆国憲法、連邦法律、合衆国との条約及び大統領命令の下で生ずる法律上又は衡平法(equity)上の請求、譲渡条約の結果としてであれ若しくはその他の方法としてであれ、請求者によって同意された土地に対する補償を支払うことなしに請求者によって所有若しくは占有された土地を合衆国が取得したことから生ずる請求等、合衆国に対するインディアンの請求を審理し、決定するための特別な委員会として位置づけられる。

同法の制定を受けて1950年、スーの弁護士オーサー・ラザラス・ジュニア(Arthur Lazarus Jr.)は、ブラック・ヒルズに対する再審を委員会に申請した。1954年、委員会は、スーは主張事実を立証していないとする決定を下した(Sioux Tribe v. United States, 2 Ind. Cl. Comm'n 646 (1954), aff'd, 146 F.Supp. 229 (Ct. Cl. 1956).)。そこでスーは、委員会決定はスーの前任弁護士ラルフ・ケイス(Ralph Case)の主張・立証が不十分であるがために、不適切であった記録に基づくものであると主張して、請求裁判所に委員会の上訴棄却決定の取消申立てを提起した。請求裁判所は、訴えを認め、委員会に当該1954年決定が追加された訴訟記録に回答しているものか否かを審理するよう命じ、1958年11月19日、委員会は、事件の再開と以前の決定をスーの請求の訴訟の実体的事項(merits)によって再審理する命令を提出した(Sioux Tribe v. United States, 182 Ct. Cl. 912 (1968).)。これを受けて、スーは、1877年法は正当な補償を支払うことなくブラック・ヒルズを収用したものであると主張する修正された申立てを提出し、連邦政府との間に激しい論争が展開され、1968年10月に至って、以下の3点にわたる問題点をグリーンフィングのために指定した。①いかなる土地と権利を合衆国は1877年条約によってスーから取得したか、②取得されたと認定された場合、当該土地と当該権利にいかなる対価が付与されたか、③1877年法の下での連邦政府の土地及び諸権利の取得に何らの対価がなかった場合、当該取得に対して弁済はあったか。

1974年、委員会は、4対1で以下の暫定的決定（preliminary decision）を見ている（キューケンドール（Kuykendall）議長は、1942年請求裁判所判決の既判事項の効果によってスーの取用請求は禁じられているとし、委員会決定に一部反対をしている）。すなわち、第一に、請求裁判所の1942年判決は、既判事項（*res judicata*）の法理の適用により、スーの合衆国憲法修正第1条の取用請求を禁止したのではなく、請求裁判所は、管轄権の欠如によって初期の訴訟を却下し、ブラック・ヒルズの訴訟の実体的事項を確定しなかった。第二に、1877年法制定に際して合衆国議会は、譲渡された保留地の土地に対する全額をスーに支払う努力を怠った。ブラック・ヒルズと引替えに連邦政府が受入れた唯一の新たな義務は、一定の限定された条件を付しての生活の糧をスーに提供することであった。第三に、1877年法によってインディアンに付与された対価は、合衆国が取得した財産価値に何ら関係をもたないものである。第四に、訴訟記録には合衆国議会が、これまでに、ブラック・ヒルズの価値に見合う食料の価値を関連させようと試みたことを示すものは存在しない。

そして、委員会は、請求裁判所の1968年の *Three Tribes of Fort Berthold Reservation v. United States*<sup>18)</sup> で示された原則を適用し、合衆国議会はスー・ネーションの受託者（trustee）として行動したというよりも1877年法を可決するに際して土地取用権に従って行為を行ったものであって、連邦政府はインディアンに対してブラック・ヒルズの取用への正当な補償（just compensation）を支払わなければならないと結論している。委員会は、1877年2月28日当時の丘陵の公平な市場価値は17,100,000ドルであり、加えて合衆国には1877年法制定以前の不法侵入採鉱者による金の採掘に対して450,000ドルの当該土地の公平な市場価値をもって責任を有するとした。委員会は、連邦政府は1877年法の下での義務に従って何年にも亘って支払わなければならない全額のために貸方勘定を受取らなければならないが、これらの額は取用時の被取用土地及び金並びに諸利益の公平な市場価値に対して貸方勘定に記されるべきであって、将来の処置がその記された額と連邦政府が1877年法で取得した保留地の通行地役権（rights-of-way）を算定するために必要であると決定している。

これに対して、連邦政府は、委員会決定を不服として、①スーの修正第1条請求は既判事項及び争効点（collateral estoppel）の原則によって禁止されてきた、②1877年法は正当な補償が為されるべきであるとされる丘陵の取用の効果を持たなかったと主張し、請求裁判所に上訴したのである。一方、ブラック・ヒルズ・スー・ネーション評議会は、丘陵を売却する意図のないことを鮮明にし、ワシントンに代表を送り、合衆国議会が法案を可決するまで委員会と請求裁判所に対して処理を一時停止するよう申入れている。

1975年、請求裁判所は、訴訟の実体的事項に立入ることなく、ブラック・ヒルズの請求は請求裁判所の1942年判決の既判事項の効果によって禁止されていると判示した。裁判所の多数意見は、提示された問題の実際の影響は、受くるべき利益の裁定額がインディアンにとって有効か否かの決定に限定されるとしたのであった。このことは、政府はスーがブラック・ヒルズをインディアン請求委員会法第2条の下で利益を得ることなく損害を与えられた不公平で不

名誉な処理の過程を通して取得したという委員会の判示事項を上訴するという連邦政府の不首尾に起因するものであった。裁判所は、本件における公平且つ名誉ある処理の欠缺は明らかであって、スーは 1877 年法制定以前の引渡された土地及び不法侵入した採鉱者によって持ち去られた金に対して少なくとも 17,500,000 ドルの裁定額の権利を付与されると判示している。また、裁判所は、大統領グラントの不誠実性に言及し、連邦政府の丘陵への不法侵入者の立入を防止すべき条約上の義務を履行せず、丘陵の売却に同意するよう食糧供給を止めるという強迫を用いたとし、「不名誉な処理方法のより老練且つ極端な事例は、たぶん、決して我々の歴史の中に見出されないであろう。」と結論している。にも拘らずである。請求裁判所は、スーの取用請求の実体的事項は 1942 年に結論に達していたと判示したのである。請求は、既判事項の壁によって拒まれたのである。裁判所は、利益はインディアン請求委員会法に従って取得された審査によってスーに与えられ得ず、合衆国議会はこの状況を矯正し得るとしても、裁判所は矯正できないとしたのである（United States v. Sioux Nation, 207 Ct. Cl. 234, 237-41, 518 F.2d 1298, 1299-1302 (1975).）。

1978 年 3 月 13 日、合衆国議会は、請求裁判所が既判事項及び争効点の抗弁に関係なく 1877 年法はブラック・ヒルズの取用を遂げたとする委員会判断の実体的事項を審理できるとする 1946 年のインディアン請求委員会法の改正法<sup>19)</sup>を可決させた。1979 年、同法に従って事件を審理した請求裁判所は、1877 年法はブラック・ヒルズ並びに保留地の通行地役権の取用を遂げたとする委員会決定を維持した（1877 年法は、インディアンの財産に対する合衆国議会の土地取用権の行使に当たる）。しかし、1877 年以前のブラック・ヒルズからの金の採鉱もまた取用に当たるとした委員会決定はこれを覆し、金の価値はスー・ネーションへの弁済の範疇には入らないとしている。請求裁判所は、スーは、1877 年以降、年 5 パーセントの割合で最高額 17,100,000 ドルの裁定額を受取る権利を付与されると判示したのである（220 Ct. Cl. 442, 452-65, 601 F.2d. 1157, 1162-70 (1979).）。

合衆国最高裁判所は、連邦政府からのサーシオレイライの請願を受理し<sup>20)</sup>、最高裁によっていよいよ最終的解決にむけて審理が開始されたのであった。合衆国最高裁判所は、最初のスーによる訴訟提起から半世紀以上も経過した 1980 年 6 月 30 日、本件 United States v. Sioux Nation of Indians で、これまで提起された重要な憲法上の問題——長い間のスーの関心事であるのみならず、連邦政府にとっては重要な経済的意味をもつ問題——を審理し、ブラック・ヒルズの合衆国による取用は合衆国憲法修正第 5 条に違反する最も長期に亘る不名誉な処理であると断罪し、連邦政府にスーに対する 105,000,000 ドルの損害賠償を命じた。

法廷意見を執筆したのは、ブラックマン判事（Blackmun, J.）である。すなわち、合衆国に対する法的請求の有効性を拒否する以前の司法判決の既判事項の効果の放棄（waiver）を構成するものとしての 1978 年法の合衆国議会の制定は、合衆国議会が請求裁判所の初期の判決を単なる勧告的意見にすぎないことによって司法判決の最終性を侵害したことを理由に、若しくは合衆国議会が請求裁判所にブラック・ヒルズの実体的事項を決定するための管轄権を

認めることによってその権限を超越したことを理由に、権力分立の原則を侵害したものであるということではできない。合衆国議会は、合衆国の負債を定義し、弁済するための憲法上認められた広範な権限に基づいて、歳出を指図するのみならず合衆国に対するその他の点で有効な防禦権を放棄することによって道徳的負債を弁済すべき合衆国の義務を承認し得る。スーが1978年法の制定に続いて請求裁判所に再度訴えた時、スーは、新たな法律上の権利の司法による執行を求めたのである。合衆国議会は、請求裁判所の新たな実体的事項の審理の結論を指図しようと試みたのではない。

請求裁判所の法的分析と事実認定は、1977年法はインディアン部族財産への投資の形態に単なる変更をもたらしたのではなく、スーの排他的占有のために第二次フォート・ララミー条約によって無効にされた部族財産の収用を遂げたものとする請求裁判所の結論を支持するものである。利益の裁定額を含む連邦政府の義務は、今や、弁済されなければならない。特別の合衆国議会の措置が、インディアンの利益を保護、促進するのに適切であって、そしてそれ故に修正第5条にいう正当な補償条項に服すか否かの問題に対する答えは、提出された証拠を考慮して出されなければならない。審理裁判所は、特別の措置が部族の最善の利益（the best interests）に仕えるとする立法判断を結果論で批判するためにあるのではなく、裁判所は当該措置がインディアンの福利のために部族の土地を管理・統制する合衆国議会の権限の履行を履行する過程で採られたか否かを考慮して、歴史的記録の詳細且つ不偏の審査に従事することを要請される<sup>21)</sup>。

## 終 章

判決が出されてから間もなく、ブラック・ヒルズ・スー・ネーション評議会は、賠償金の一切の受取りを拒否する決議案を採択し、スー保留地の各部族評議会もまたこの決議を支持した。受取りの拒否の理由は、金銭による補償が満足のいくものではなかったからではなく、あくまでもスー・ネーションにとっての半世紀以上にも亘る法廷闘争の目的が、先祖の骨が埋まっているブラック・ヒルズの土地を合衆国から返還させるにあったのである。丘陵がスーにとっては教会であり、礼拝所であり、且つ埋葬地であったことに、合衆国最高裁判所を含め連邦政府は、何らの配慮をもしなかったと言わざるを得ないが、まさに、ブラック・ヒルズは、賠償金の受取りを拒否してまでも彼らが守り通さなければならないと考えた「部族のアイデンティティ」のシンボルそのものであったのである。

その後、1985年、1990年にブラック・ヒルズの返還を内容とする法案が合衆国議会に提出されるが、いずれも日を見るには至っていない。今や、ブラック・ヒルズの採鉱権、水利権、森林借地権或いは林業、農業、観光業は、サウス・ダコタ州の経済にとって不可欠な構成要素となっていたのである。

注

- 1) Act of Oct. 6, 1972, Pub. L. No. 92-470, 86 Stat. 783; Act of Jan. 3, 1975, Pub. L. No. 93-620, 88 Stat. 2089; Act of Aug. 4, 1978, Pub. L. No. 95-337, 92 Stat. 455; Act of Sept. 30, 1978, Pub. L. No. 95-395, 92 Stat. 813 (codified as amended 25 U.S.C. § § 1701-1712); Act of Oct. 21, 1978, Pub. L. No. 95-498, 92 Stat. 1672; Act of Dec. 31, 1982, Pub. L. No. 97-399, 96 Stat. 2012 (codified at 25 U.S.C. § § 1741-1749).
- 2) 348 U.S. 272, 289-290 (1955).
- 3) 118 U.S. 375, 381 (1886).
- 4) Act of Feb. 8, 1887, ch. 119, 24 Stat. 388 (codified as amended at 25 U.S.C. § § 331-334, 339, 341, 342, 348, 349, 345, 381).
- 5) Act of June 18, 1934, ch. 576, 48 Stat. 984 (codified as amended at 25 U.S.C. § § 501-509).
- 6) Act of May 28, 1850, ch. 148, 4 Stat. 411.
- 7) 362 U.S. 99, 142 (Black, J., dissenting).(1960).
- 8) Act of Dec. 15, 1970, Pub. L. No. 91-550, 84 Stat. 1437.
- 9) Act of Dec. 18, 1971, Pub. L. No. 92-203, 85 Stat. 688 (codified as amended at 43 U.S.C. § § 1601-1628).
- 10) 448 U.S. 371 (1980).
- 11) Treaty of Apr. 29, 1868, 15 Stat. 635.
- 12) Treaty of Sept. 17, 1851, 11 Stat. 749.
- 13) Act of Aug. 15, 1876, ch. 289, 19 Stat. 176.
- 14) Act of Feb. 28, 1877, ch. 72, 19 Stat. 254.
- 15) Act of Aug. 13, 1946, ch. 959, Pub. L. No. 726, 60 Stat. 1049 .
- 16) Act of Mar. 3, 1863, 12 Stat. 705.
- 17) Act of June 3, 1920, ch. 222, 41 Stat. 738.
- 18) 182 Ct.Cl. 543, 390 F.2d 686 (1968).
- 19) Act of Mar. 13, 1978, Pub.L. No. 95-243, 92 Stat. 153.
- 20) 444 U.S. 989 (1979).
- 21) 34) 448 U.S. 371, 390-421 (1980).

引用文献

- Cohen, F. S. (1948). Original indian title, *Minnesota Law Review*, 32, 28, 34-35.
- Israel, D. H. (1976). The reemergence of tribal nationalism and its impact on reservation resource development, *University of Colorado Law Review*, 47, 617, 624.
- Newton N. J. (et al. Eds.) (2005). *Cohen's Handbook of Federal Indian Law*, New Jersey: Matthew Bender. 97-98.
- Philp, K. (1977). *John Collier's Crusade for Indian Reform, 1920-1954*, Arizona: The University of Arizona Press. 56-57.

参考文献

- Cohen, F. S. (1953). The erosion of indian rights, 1950-1953: A case study in bureaucracy, *Yale Law Journal*, 62, 363 n. 58 .
- Gonzalez M. & Cook-Lynn E. (1999). *The Politics of Hallowed Ground: Wounded Knee and the Struggle for Indian Sovereignty*. Illinois: University of Illinois Press. 356.
- Newton, N. J. (1980). At the whim of the sovereign: Aboriginal title reconsidered, *Hastings Law Journal*, 31, 1215, 1241-1245.
- Newton N. J. (et al. Eds.) (2005). *Cohen's Handbook of Federal Indian Law*, New Jersey: Matthew Bender. 92-93,
- Strickland R. S.(et. al. Eds.) (1982). *Cohen's Handbook of Federal Indian Law*. Virginia: The Michie Company. 81 n. 9, 153, 164-166, 181 n. 5, 6, 183.

(2009.10.1 受稿, 2009.11.13 受理)